# 福島県農業農村整備推進方針

~「福、笑う」 農空間を次代へ継承するために ~

## 概要版

令和4年3月 農林水産部 農村整備総室

### 策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力発電所事故、令和元年東日本台風等により、本県は甚大な被害を受け、今もなお復旧・復興の途上にあり、全国から支援を頂きながら避難指示区域等の早期の営農再開に向けた生産基盤の復旧・整備に全力で取り組んでいる。また、近年、災害の頻発化・激甚化、持続可能な開発目標(SDGs)の関心の高まりなど、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化している。

このため、東日本大震災等からの復旧・復興を成し遂げ、農業を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、農業者が将来にわたり持続的に農業に取り組める農村の創造を目指す本県農業農村整備事業の基本的な方向性を明らかにすることで、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

#### 方針の位置づけ



本県農林水産業振興の基本計画である「福島県農林水産業振興計画」を具現化するため、 農業農村整備分野の推進方向と実現すること を明らかにする。

> 推進方針の期間 令和4年4月から令和 | 3年3月

農業農村整備 推進方針

## 目指す方向性

# 方針1 東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興



避難指示区域等の住民の帰還促進と早期の営農再開を図るため、多様な担い手が生産性の高い営農を可能とする生産基盤の整備やため池の放射性物質対策を推進する。

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の加速化

#### 方針2 持続的な農業経営の実現



ほ場の大区画化・汎用化と併せて、担い手の確保・育成につながる農地の 集積・集約化を進め、地域の特色を活かした高収益作物の生産拡大と高品質 化による競争力強化を実現する生産基盤整備を推進する。

- (1) 担い手の規模拡大と所得向上を支える生産基盤整備
- (2) 農業水利施設の適切な保全管理

## 方針3 農村の安全・安心の確保



ため池等の適正な保全管理と計画的な防災工事の実施やハザードマップの作成・周知を進める防災・減災対策、流域治水対策を推進する。

- (1) ため池の適正な保全管理と計画的な整備
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 流域治水対策の推進
- (4) 自然災害への対応

### 方針4 活力と魅力ある農村づくり



農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた農地等の適切な保全管理の推進と併せて、地域資源を活用した都市と農村の交流拡大等による地域活力の向上を推進する。

- (1)地域の共同活動等による多面的機能の維持・発揮
- (2) 地域活力の向上と住みやすい農村環境の整備

#### 留意すべき事項

- (1) 避難指示区域の営農再開の加速化と復興の見える化
- (2)低コスト化・省力化に向けた整備
- (3) 自然環境との調和に配慮した事業推進
- (4) 県民の理解を深めるための情報発信
- (5) 地域課題の的確な把握と地域の将来構想を実現する取組への支援
- (6) 農地中間管理事業の円滑な推進
- (7) 基盤整備部門と農業普及部門の連携強化
- (8) 若手職員等の資質向上
- (9) 福島大学等との連携・協働
- (10) 魅力ある建設工事現場の実現
- (11) 情報化施工の導入推進